

第三次改正中国商標法の背景と改正の重要ポイント



中国商標代理人 王 小青¹ 日本弁理士 森 智香子²

1. はじめに

2013 年 8 月 30 日に第三次改正「中国商標法」(以下「第三次改正中国商標法」という)が公布され、2014 年 5 月 1 日より施行されます。

商標法の改正検討に関する作業は 2003 年から開始されており、改正までに実に十年もの歳月を要しました。ここ数年、著者らは、実務家として中国商標法改正案の細部に注目し、改正案に関する講演や執筆を中日両方の視点から行ってまいりました。

本稿では、改正の背景と改正のポイントを特に読者にとって重要と思われるものに絞って、紹介致します。

なお、本稿執筆時点(2013 年 10 月 3 日)において、下位の法令である商標法实施条例の改正が検討されているところであり、改正内容の全容が明らかになっているわけではない

こと、ご了承下さい。

2. 改正の背景及び解決したい問題

1) 第三次改正に至るまで

中国商標法は 1982 年に採択され、1983 年に施行されましたが、その後二度の改正が行われています。

専門家の間では、第二次中国商標法改正が行われた 2001 年から間もないころから、第二次改正で残った課題も含め、改正を求める声が大きくなってきました。特に次の三点に関連する改正のニーズが多く、今回の改正にも深く関わっています。

- a) 商標権の取得手続きが簡便で、権利化されるまでに長期間を要さない、より使いやすい商標登録制度とする改革

1. 北京衆天揚知識産権代理有限公司(Dayup Intellectual Property Co, Ltd.)代表取締役。元中国国際貿易促進委員会特許商標事務所(CCPIT Patent and Trademark Law Office)商標部副部長。INTA 会員、中国商標协会会员、中国知的財産権研究会会員。

2. 早稲田大学理工学術院非常勤講師。Sun East 知的財産事務所 所長。弁理士(特定侵害訴訟代理業務付記登録)。大手法律事務所勤務を経て、開業。国内外、特にアジア圏での商標の権利化業務に力を注いでいる。平成 25 年度日本弁理士会意匠委員会副委員長。国際商標協会(INTA)で Bulletin Committee のメンバー。本誌の他、「発明」「知財管理」「China IP」への執筆や寄稿など、多岐にわたり活躍中。

- b) 信義誠実の原則を堅持し、悪意による登録禁止等市場秩序の維持を図るための改革
- c) 社会経済の発展に相応した商標権侵害の厳罰化を含む商標権保護強化

2003 年には改正検討作業が本格的に始動、2009 年 11 月には中国商標局の管理部門である国家工商行政管理総局が商標法の改正草案を国务院法制弁公室（日本の内閣法制局に相当）に提出、2012 年 10 月には国务院が常務会議で「商標法改正案（草案）」を可決し、同 12 月に行われた第十一期全国人民代表大会第 30 次会議で「商標法改正案（草案）」が初めて審議されることとなり、その後、三回の審議を経て、改正商標法が正式に採決・公布されました。

この間、複数の改正案が発表され、革新的な内容を含むものなど様々ありました。ただ、最終的な規定をみると、一部に画期的な規定が盛り込まれる一方で、全体としては目指したいところ（解決したい課題）と現状とのバランスの取れた内容になったのではないかと感じます。

2) 商標法改正ポイントと解決したい課題点

今回の改正は全面改正であるところ、改正内容は多岐にわたります。その中には新設の規定も存在します。第三次改正中国商標法は、様々な観点から切り分け・分類をすることができますが、解決したい課題点を基準にすると、わかりやすく 3 つに分類することができます。

A. 出願人の商標登録手続きの利便性を図る

- ①異議申立手続きの主体と理由の限定、手続きの簡素化（第 33 条、第 35 条）
- ②音声商標保護の追加（第 8 条）
- ③一出願多区分制度の導入（第 22 条第 2 項）
- ④電子出願の導入（第 22 条第 3 項）
- ⑤審査意見書制度の導入（第 29 条）

B. 公正な市場の秩序維持を図る

- ①信義誠実原則の強化（第 7 条第 1 項）
- ②著名商標保護と認定要件の明確化（第 13 条、第 14 条）
- ③取引等により知った他人の先行使用商標の不正登録の禁止（第 15 条第 2 項）
- ④商標使用の促進（第 49 条第 2 項、第 59 条、第 64 条）
- ⑤他人の商標を企業名称にすることの禁止（第 58 条）
- ⑥商標代理機構への管理・監督の強化（第 19 条、第 20 条、第 68 条）

C. 商標権の保護強化を図る

- ①商標権侵害となる事由の追加（第 57 条第 6 号）
- ②商標権侵害行為に対する厳罰化（第 60 条第 2 項）
- ③工商行政管理局の法執行における中止手続きの追加（第 62 条第 3 項）
- ④損害賠償額の増額など権利者の救済の充実化（第 63 条第 1 項、第 3 項）
- ⑤権利者の挙証負担の軽減（第 63 条第 2 項）

3. 重要改正事項

商標法改正ポイントと解決したい課題点で挙げたとおり、改正点は多数ありますが、こ

ここでは読者にとって特に重要と思われる改正事項を紹介致します。なお、表中の左側には、改正前（現行法）の規定を、右側には改正後の規定を記載しました。

1) 商標の概念に関する規定

ポイント：
音声商標の登録・保護

第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる視覚的標識（文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含む）も、全て商標として登録出願することができる。	第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる標識（文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等を含み、並びにこれらの要素の組合せ）も、全て商標として登録出願することができる。
--	---

音声商標の登録方法等の詳細について、本稿執筆時点では公表されていない改正中国商標法实施条例で定められることとなりますが、音楽、人の声、動物の声、自然界の音、何れも音声商標として認められる可能性があります。

なお、本改正で新たに登録対象に追加された非伝統的商標は音声商標のみです。2011年の意見募集稿などこれまでの改正案では、単一色も非伝統的商標として保護することが盛り込まれましたが、色彩は数が限られており、

特定の者に単一色の登録を認めてしまうと、他の者が使用できなくなるという不利益が大きいという理由で見送られています。

2) 著名商標に関する規定

ポイント：
①著名商標の認定を必要に応じて行うこと及び著名商標認定の3つのルート（工商行政管理部门、商標審査委員会、人民法院）の明確化
②「著名商標」と謳っての宣伝広告の禁止

第十三条 同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ著名商標と容易に混同を生じさせる場合には、その登録とその使用を禁止する。 同一又は非類似の商品について出願した商標が、中国で登録されている他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆	第十三条 関連公衆に熟知されている商標について、所有者はその権利が侵害されたと認識した場合、本法の規定に基づき著名商標の保護を求めることができる。 同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ著名
---	---

を誤認させ、著名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録とその使用を禁止する。	商標と容易に混同を生じさせる場合には、その登録とその使用を禁止する。 非同一又は非類似の商品について出願した商標が、中国で登録されている他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、著名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録とその使用を禁止する。
第十四条 著名商標の認定には、以下の要素を備えなければならない。 (一) 関連公衆の当該商標に対する認知度 (二) 当該商標の継続的な使用期間 (三) 当該商標のあらゆる宣伝の持続期間、程度及び地理的範囲 (四) 当該商標の著名商標としての保護記録 (五) 当該商標が著名であることのその他の要因	第十四条 著名商標は、当事者の請求に基づき、関連の商標案件の処理に認定が必要な事実として、認定すべきである。著名商標の認定について以下の要素を考慮しなければならない。 (一) 関連公衆の当該商標に対する認知度 (二) 当該商標の継続的な使用期間 (三) 当該商標のあらゆる宣伝の持続期間、程度及び地理的範囲 (四) 当該商標の著名商標としての保護記録 (五) 当該商標が著名であることのその他の要因 商標登録の審査、工商行政管理部門が商標違法案件を調査処分する過程において、当事者が本法第十三条の規定に基づき権利を主張した場合、商標局は案件の審査、処理の必要性に基づき、商標の著名状況について認定を行うことができる。 商標争議の処理過程において、当事者は本法第十三条の規定に基づき権利を主張した場合、商標評審委員会は案件の処理の必要性に基づき、商標の著名状況について認定を行うことができる。 商標の民事、行政案件の審理過程において、当

	事者は本法第十三条の規定に基づき権利を主張した場合、最高人民法院が指定した人民法院は案件の審理の必要性に基づき、商標の著名状況について認定を行うことができる。 生産・経営者は、「著名商標」の字句を商品、商品包装または容器上、或いは、広告宣伝、展覧及びその他商業活動の際に用いてはならない。
--	--

第三次改正中国商標法では、著名商標の認定機関・認定事由の明確化を図るべく、著名商標に関する規定が改正されています。また、「著名商標」と謳う宣伝広告を禁止する規定が新たに設けられました。

「著名商標」と謳う宣伝広告の禁止については、改正の審議の際に意見が大きく分かれました。禁止反対の立場からは、禁止規定を設けることは本来的には広告関連の法律で行うべきことで、商標法の範疇ではないという意見がきかれました。一方の禁止規定の導入賛成の立場からは、著名商標が案件の必要性から認定申請されるのではなく、専ら自らの宣伝のために認定申請を行う例が（本来的な著

名商標認定の制度趣旨と異なる制度の利用）横行している現状を鑑みると、「著名商標」と謳う宣伝広告禁止を設ける必要があるという意見がきかれました。

なお、「著名商標」と謳う宣伝広告の禁止規定に違反した場合、地方の工商行政管理部门による是正命令、10 万円の罰金の対象となります（第三次改正中国商標法第 53 条）。

3) 悪意による出願禁止に関する規定

ポイント：

業務などの関係で知り得た、既に中国で使用されている他人の商標の不正登録を禁止

第十五条 授權されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録出願を行い、また被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶し、かつその使用を禁止する。	第十五条 授權されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録出願を行い、また被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶し、かつその使用を禁止する。 同一又は類似した商品について出願した商標は、他人の先に使用されている未登録の商標と同一又は類似し、出願人が当該他人との間で前
---	---

	項規定以外の契約、取引関係或いはその他の関係で他人の商標の存在を明らかに知っており、当該他人が異議を申立てた場合、登録してはならない。
--	---

悪意による出願の禁止規定は、現行商標法下でも第 13 条、第 15 条、第 31 条に規定がありますが、第三次改正中国商標法ではさらに進んだ内容が規定されています。

現行法では、悪意の出願の態様（類型）が網羅されておらず、悪意であることが明らかであっても対処する規定がないため、不正な出願に対する対策が取れないというケースが生じていました。今回の改正では業務などの関係で知り得た既に中国で使用されている他人の商標を登録してはならないという内容が追加され、どのような場合に措置を講じることができるのか、内容が明確化されています。

なお、第三次改正中国商標法が発表される直前の意見募集稿には、同一又は類似商品の

みならず、出願商標に係る商品と非類似の商品についても顕著性と影響力を有する登録商標の盗用に該当し、公衆に容易に混同を生じさせる場合には、登録してはならない、という規定もありました。しかし、保護範囲を非類似の商品まで拡大することにより著名商標と通常の商標とのバランスが崩れるといった懸念の声がきかれ、非類似商品への拡大は見送られました。

4) 商標代理機構に関する規定

ポイント：

- ①商標代理機構の守秘義務
- ②代理業務と無関係の商標出願の禁止
- ③法律違反した場合の罰則

	第十九条（新規） 商標代理機構は信義誠実の原則に基づき、法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託に従い商標登録出願若しくはその他の商標業務を行うべきであり、代理過程において知った被代理人の商業秘密について、守秘義務を有する。 委託人が出願する商標が本法の規定により登録できない可能性がある場合、商標代理機構はその旨明確に委託人に伝えなければならない。 商標代理機構は、委託人が出願する商標が商標法第十五条及び第三十二条の規定に該当することを知った、または、知るべきである場合、
--	---

	その委託を受けてはならない。 商標代理機構は、その代理サービスに係る商標出願を除き、その他の商標を出願してはならない。
	第二十条（新規） 商標代理業界組織はその規約の規定に基づき、会員雇用の条件を厳しく遵守し、業界自律規範に違反した会員に対し懲戒処分を科するものとする。商標代理業界組織はその会員の雇用情報と会員に対する懲戒処分情報を適時に社会に公布しなければならない。
	第六十八条（新規） 商標代理機構は下記行為の一つがあるときは、工商行政管理部門が期間を定めて是正させ、かつ警告し、1万以上10万以下の罰金を科すこととする。主管担当者およびその他の責任者を警告し、かつ5000元以上5万元以下の罰金を科すこととする。犯罪を構成する場合、法律に基づき刑事責任を追及する。 （一）商標業務の取扱の過程において、法律書類、印鑑、サインを偽造、変造した場合、若しくは偽造、変造した法律書類、印鑑、サインを使用した場合 （二）その他の商標代理機構を貶めるなどの手段で商標代理業務を誘致する、もしくはその他の不正な手段で商標代理業界の秩序を乱す場合 （三）本法第十九条第三項、第四項の規定に違反した場合 商標代理機構は前項で定めた行為を行った場合、工商行政管理部門が信用ファイルに記載し、情状が重い場合、商標局、商標審査委員会はその商標代理業務の受理を停止することができ、かつ公告を行う。

	商標代理機構は信義誠実の原則に反し、委託人の合法的な利益を侵害した場合、法律に基づき民事責任を負い、かつ商標代理業界組織は規則に基づき懲戒とすることとする。
--	--

(注) 信用ファイルとは企業の信用度が記載されている資料。

代理機構に対する管理・監督の関する規定が中国商標法に新設されました。中国は 2003 年に商標代理機構と商標代理人の行政審査を撤廃し、2013 年の 6 月までに商標局に届け出を行っている商標業務可能な代理機構や法律事務所は合計 18,000 社以上に上るようになりました。数が急激に増加したことで、以前に

も増して代理人の質の底上げ・向上が求められるようになりました。

5) 一出願多区分及び電子出願に関する規定

ポイント：

- ①多区分での出願が可能になる。
- ②全面的に電子出願が可能になる。

第十九条 商標登録を出願するときは、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品区分及び商品名を明記しなければならない。 第二十条 商標登録出願人は異なる区分の商品について同一の商標登録を出願する場合には、商品区分表に従い出願をしなければならない。	※第十九条、第二十条は第二十二条に統合 第二十二条 商標登録出願人は、規定された商品分類表に基づき商標を使用する商品区分及び商品名を明記し、出願を提出する。 商標登録出願人は一の出願において複数の商品区分の商品について同一商標を登録出願することができる。 商標登録出願等の関係書類は、書面方式又はデータ電子方式により提出することができる。
---	--

現行法では区分毎に出願手続きを行う制度であるところ、改正法により、多区分制度が導入されることとなりました。多区分制度の詳細は、商標法実施条例で明らかになるでしょう。

また、改正法の施行に伴い、電子出願が全面的に可能となります。

なお、電子出願については、現在も実験の

段階ではありますが、条件付きで認められています（代理機構による出願に限られ、出願件数の制限など様々な制約があります）。

6) 出願期間に関する規定

ポイント：

9 ヶ月以内で商標出願の審査

第二十七条 登録出願された商標は、本法の関連規定に該当する場合、商標局により初歩査定が確定され、公告する。	第二十八条 登録出願された商標について、商標局は商標登録出願の書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を終了し、本法の関連規定に該当する場合、初歩査定公告を発行する。
---	---

中国では毎年膨大な数の出願がなされており(2012年の中国商標出願件数は164.8万件)、数年前までは審査にかなりの長期間を要していたのですが、近時、審査期間が短縮されるようになり、現在平均審査期間は10ヶ月前後といわれています。

第三次改正中国商標法では、商標の出願から審査完了までの期間が法上定められることになりました。

なお、期間についてこれから発表される商標法实施条例で、例外がもうけられる可能性

が高いと思われますが(例えば補正・審査意見書の提出、抽選を行うなどの事情が発生した場合の対応)、商標法に審査完了までの期間を明記したということ自体が画期的なことといえるでしょう。

7) 審査意見書に関する規定

ポイント:

出願人に拒絶査定前に意見書提出の機会の付与

	第二十九条(新規) 審査において、商標局は商標登録出願の内容について、説明若しくは修正の必要があると認めた場合、出願人に説明又は修正を要求できる。出願人が説明又は修正をしなかった場合、商標局の審査決定に影響を及ぼさない。
--	--

2001年前の中国商標法には、審査意見書という制度が存在しました。この頃の審査意見書制度は、商標の一部について登録できないと審査官が判断した場合、一部を補正若しくは削除するよう出願人に対して審査意見書を送付するもので、商品の補正のみならず、標章の補正を求めることができたものでした。当時の審査意見書制度は、出願人の意図と異なる商標を保護することになってしまうとい

う問題があり、2001年の法改正時にこの審査意見書という制度は廃止されることとなりました。

第三次改正中国商標法で、この制度が再度導入されることとなりましたが、2001年前のものと異なり、標章の補正を求めることはできず、識別力欠如若しくは登録禁止事由に該当すると審査官が判断した場合に出願人に説明の機会を与える制度、つまり、最終的な拒

絶査定の前に「拒絶理由通知」を出し、意見を述べる機会を認める制度の導入です。

この制度の導入により、拒絶となる出願件数を減らすことができるようになり、商標登録までのスピードを速めることも期待できます。なお、出願人が意見を述べても拒絶理由が克服できない場合、商標局は正式な拒絶査

定を出すことになります。

8) 異議申立の主体と申立理由に関する規定
ポイント：

相対的理由による異議申立→異議申立人の
主体適格を先行権利者・利害関係人に限定

第三十条 初歩査定された商標について、その公告の日から3ヶ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。	第三十三条 初歩査定された商標について、その公告の日から3ヶ月以内に、先行権利者もしくは利害関係人は、本法第十三条の第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反したと考える場合、或いは何人も本法第十条、第十一条、第十二条の規定に違反したと考える場合、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間が満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。
--	---

第三次改正中国商標法で、異議申立の主体適格が理由により限定されることになりました。異議申立の主体適格は、自己の権利と抵触関係にあるなど相対的理由による異議申立の場合、先行権利者もしくは利害関係人に限定されます。

一方で、公序良俗に反するものや、識別力欠如など絶対的理由による異議申立の場合、異議申立人の主体適格は現行法と同じく、何人も申立て可能です。

現行法では、いずれの理由も、何人も異議を申立てることができるため、たとえ対象商標とは無関係の者の申立や正当な理由を欠く

申立であっても認められ、単に相手の商標登録を一時的に阻止するため、審理の終結までに時間のかかる異議申立てを行う、所謂悪意の異議申立が多くありました（注：中国では付与前異議申立制度が採られています）。改正により、悪意による異議申立が抑制されることが期待されます。

9) 出願拒絶に関する規定
ポイント：

- ①再審請求の請求期間 15 日
- ②再審請求の審理期間 9 ヶ月＋3 ヶ月
- ③再審結果に不服の場合の提訴期間 30 日

第三十二条 出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服がある場合、通知を受領した日から 15 日以内に、商標審査委員会に再審を請求することができ、商標審査委員会は決定を下し、申請人に書面で通知する。 当事者は商標審査委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に起訴できる。	第三十四条 出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服がある場合、通知を受領した日から 15 日以内に、商標審査委員会に再審を請求することができ、商標審査委員会は再審の請求を受領した日から 9 ヶ月以内に決定を下し、出願人に書面で通知する。特別な事情により延長が必要となった場合、国务院工商行政管理部门の許可により、3 ヶ月の延長ができるものとする。当事者は商標審査委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に起訴できる。
--	--

現行法において、拒絶に対する再審請求の期間異議申立の決定に対する再審請求期間ともに、15 日と非常に短く、特に出願人が在外者（中国国内に住所を有しない出願人）の場合、期間内の対応は容易ではないという問題があります。

国内外の強い要請を受け、最終版の条文が発表されるまでのこれまでの改正案では 15 日が 30 日に延ばされていましたが、立法機関の審議部門に認められず、商標出願から登録までの期間を短縮するため、再び現行法と同じ 15 日に戻されました。

今回の改正で、再審の審理期限に関する規

定が加わり、審理の迅速化が期待できます。

10) 異議申立手続きに関する規定

ポイント：

- ①異議申立の審理期間 12 ヶ月 + 6 ヶ月
- ②異議申立不成立の場合、係争商標が登録になる。異議申立人は異議再審請求ではなく、無効審判を請求することができる。
- ③異議再審請求の審理期間 12 ヶ月 + 6 ヶ月
- ④異議再審請求を不服とする場合の提訴期間 30 日
- ⑤審理の中止ができるようになる

第三十三条 初歩査定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、裁定を下さなければならない。当事者は不服があるときは、	第三十五条 初歩査定され公告された商標に対して異議申立がある場合、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、公告期間満了の日から 12 ヶ月以内に登録を許可するか否かを
---	---

通知を受領した日から 15 日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は裁定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知する。 当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、商標再審段階での相手方当事者に対し第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。	決定し、かつ異議申立人及び被異議申立人に書面にて通知する。特別な事情により延長が必要となった場合、国务院工商行政管理部门の許可により、6 ヶ月の延長ができるものとする。 商標局は登録の決定をした場合、商標登録証を発行し、かつ公告する。異議申立人は不服がある場合、本法第四十四条、第四十五条の規定により、商標評審委員会に当該登録商標の無効審判を請求することができる。 商標局の不登録の決定に対し、被異議申立人は不服がある場合、通知を受領した日より 15 日以内に、商標評審委員会に不登録の再審を請求することができる。商標評審委員会はその再審請求を受領した日から 12 ヶ月以内に再審決定を出さなければならない、かつ異議人及び被異議人に書面にて通知する。特別な事情で延長が必要となった場合、国务院工商行政管理部门の許可により、6 ヶ月の延長ができるものとする。被異議人が商標評審委員会の決定に不服である場合、その通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に起訴できる。人民法院は異議人に対し第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。 商標評審委員会は、前項の規定により無効審判請求について審査する際、係わっている先行権利の確定は人民法院が審理している又は行政機関が処理している他の案件の結果を根拠としなければならない場合、審査を中止できる。中止の原因が消滅した後、審査手続きを再開しなければならない。
---	---

現行法では、異議申立、異議再審請求、裁

判での一審、二審と 4 つの段階で争うことが

可能です。仮に4つの段階を全て経た場合、案件にもよりますが約60ヶ月（約5年）もの期間がかかります。異議申立の審理期間の長期化を解消すべく、第三次改正中国商標法では、異議が成立し、登録が認められなかった場合にはこれまで同様、出願人には異議再審請求や訴訟提起を認める一方、異議申立不成立の場合には商標登録が認められ、異議申立人による再審請求は認めないこととしました。

異議申立人が決定に対し不服がある場合、商標評審委員会（TRAB）に無効審判を請求す

ることができ、仮に無効審判の決定に不服がある場合は、いずれの当事者も訴訟を提起することが出来ます。

なお、紙面の都合上、解説を割愛しますが、無効審判に関する手続きも今回改正されています。

11) 更新に関する規定

ポイント：

更新手続き可能な期間は満了前12ヶ月以内

第三十八条 登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、期間満了前6ヶ月以内に更新登録の出願をしなければならない。この期間に出願できないときは、6ヶ月の延長期間を与えることができる。延長期間を満了して出願しないときは、その登録商標を取消す。 毎回の更新登録の有効期間は10年とする。 更新登録は審査により許可された後、公告される。	第四十条 登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、商標登録者は期間満了前12ヶ月以内に規定に基づき更新手続きを行わなければならない。この期間内に行わなかった場合、6ヶ月の延長期間を与えることができる。毎回の更新登録の有効期間は10年とし、当該商標の前の有効期間満了日の翌日より起算する。期間を満了して更新手続きを行わなかった場合、その登録商標を取消す。 商標局は更新登録の商標について、公告しなければならない。
--	---

現行法では、商標権存続期間満了前6ヶ月以内から満了日までが更新期間であるところ、第三次改正中国商標法では、満了前12ヶ月から満了日まで更新期間となり、期間が延びました。

12) 商標の使用に関する規定

ポイント：

商品の出所識別機能を強調する。

	第四十八条（新規） 商標法实施条例より昇格 商標法にいう商標の使用は、商標を商品、商品の包装又は容器及び商品の取引書類に使用し、
--	--

	或いは商標を広告宣伝、展示及びその他のビジネス活動に用い、商品の出所を識別する行為を指す。
--	---

上記の商標使用に関する規定については、現行法では商標法実施条例で規定を設けていますが、第三次改正中国商標法では、商標法の規定に昇格しています。

第三次改正中国商標法では、商標の機能のうち、商品の出所識別機能を強調し、仮に識別機能が発揮できないのであれば、商標の使用には該当しないことを明確にしました。

一見すると大きな違いをもたらすような改正には見えないようにも思えますが、この規定の商標法の導入が影響し得る部分が少なからずありそうなのでここで取り上げました。例えば、これまでOEM製品への商標使用が、

商標法上の商標の使用に該当するかどうか不明確で、度々、商標使用の解釈が問題となってきました。商品の出所識別機能を強調することに伴い、これまで以上に、中国市場で流通することがない場合、OEM製品への商標使用は、商品の出所識別機能を発揮することがないため、商標の使用ではないという解釈がより成り立ちやすくなるのではないかと思います。

13) 3年不使用取消に関する規定

ポイント：
3年不使用の審理期間9ヶ月＋3ヶ月

第四十四条 登録商標の使用で、次の各号の行為の何れかがあるときは、商標局は期間を定めて改正を命じ又はその登録商標を取消す。 ①登録商標を許可なく変更したとき ②登録商標権者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したとき ③登録商標を許可なしに譲渡したとき ④継続して3年間使用しなかったとき	第四十九条 商標権者は、登録商標の使用において、登録商標権者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したとき、地方工商行政管理部门が期間を設けて改正の命令を下す。期間が満了しても改正しなかった場合、商標局がその登録商標を取消す。 登録商標はその認定した使用商品名が一般名称になったとき、又は正当な理由がなく連続して3年間使用しなかったとき、如何なる単位又は個人であっても商標局に当該登録商標の取消を申請できる。商標局はその申請を受領した日から9ヶ月以内に決定を下す。特別な事情により延長が必要となった場合、国务院工商行政管理部门の許可により、3ヶ月の延長ができるものとする。
---	---

3年継続して使用がない場合に不使用であることを理由に商標登録を取り消すことができる制度がありますが、現行法下では3年不使用の場合の案件の処理について、特に審査期間の設定はありません。

実務において、3年不使用取消の審査は、ことの外、長期化することが多く、3年を超える期間を要するといったケースも存在します。3年不使用取消の請求は、先行商標の存在を理由に拒絶査定を受けた出願人が拒絶再審請求とともに請求することが多く、3年不使用取消の決着がつかないことで、拒絶再審請求案件も長期化するという深刻な問題が生

じていました。これを受け、第三次改正中国商標法では、3年不使用の場合の審査期間が設けられることになりましたので、登録阻害要因を早期に排除したいユーザーにとってメリットとなることでしょう。

14) 行政ルートによる処罰に関する規定

ポイント：

- ①罰金額の上限の明確化
- ②再犯の厳罰化
- ③故意による侵害の場合の損害賠償額の引き上げ

第四十七条 本法第六条の規定に違反しているときは、地方の工商行政管理部門は期間を定めて登録出願を命じ、かつ罰金を科すことができる。	第五十一条 本法第六条の規定に違反しているときは、地方の工商行政管理部門は期間を定めて登録出願を命じ、不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の20%以下の罰金を科し、不法経営額がなく若しくは不法経営額が5万元以下の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。
第四十八条 登録されていない商標を使用し、下記の各号の行為の一つがあるときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正させ、かつ警告又は罰金を科すことができる。 (一) 登録商標と偽っているとき (二) この法律第十条の規定に違反しているとき (三) 粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いているとき	第五十二条 未登録商標を登録商標と偽って使用し、若しくは未登録商標の使用が本法第十条の規定に違反しているとき、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正させ、かつ警告することができ、不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の20%以下の罰金を科し、不法経営額がなく若しくは不法経営額が5万元以下の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。
	五十三条(新規) 本法第十四条第五項の規定に違反しているときは、地方の工商行政管理部門は是正させ、10万元の罰金を科する。

第五十三条

本法第五十二条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがある場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標登録権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部门に処理を請求することができる。工商行政管理部门が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。当事者は処理に不服があるときは、処理通知を受け取った日から 15 日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部门は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部门は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。

第六十条

本法第五十七条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがあり、紛争・係争が生じた場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標登録権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部门に処理を請求することができる。

工商行政管理部门は処理に当たって、侵害行為が成立すると認定したときは、侵害行為の即時停止を命じ、侵害商品及び侵害商品の製造、登録商標標識の偽造に専門的に用いられた道具を没収し、廃棄し、不法経営額が5万元以上の場合、不法経営額の5倍以下の罰金を科し、不法経営額がない、若しくは不法経営額が5万元以下の場合、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に2回以上商標権侵害行為若しくはその他の重い情状があった場合、厳しく処罰しなければならない。登録商標専用権を侵害する商品であることを知らずに販売し、当該商品は自分が合法的に取得したことを証明できかつ提供者を説明する者は、工商行政管理部门が販売停止を命じる。

商標専用権の侵害に係る損害賠償額について異議がある場合、当事者は案件担当した工商行政管理部门に調停を要請することが出来、「中華人民共和国民事訴訟法」に基づいて、人民法院に訴訟を提起することもできる。工商行政管理部门の調停により、当事者は協議できず、或いは調停が成立しても履行しない場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」に基づいて、人民法院に訴訟を提起することができる。

第五十六条の第一項と第二項 商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間にその侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害された期間にその侵害を被ったことにより受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含む。 前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害を被ったことにより受けた損失を確定することが困難な場合は、人民法院が権利侵害行為の情状により 50 万元以下の損害賠償を命ずる。	第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により実際に受けた損失で確定する。実際の損失の確定が困難な場合は、侵害者が侵害により得た利益で確定することができる。権利者の損失又は侵害者の獲得した利益が確定できない場合、当該登録商標の使用許諾費用の倍数を参照し合理的に確定する。悪意の商標専用権侵害行為について、情状が重い場合、上述の方法に基づき算出された金額の 1 倍以上 3 倍以下の範囲で賠償金額を確定することができる。賠償金額には権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含む。 人民法院は賠償金額を確定するために、権利者が举证責任を果たし、侵害行為に関係する帳簿、資料を主に侵害者が把握している場合、侵害者に侵害行為に関係する帳簿、資料を提供するよう命じることができる。侵害者が提供せず、若しくは偽造の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供した証拠を参考し損害賠償額を判定することができる。 権利者が侵害を被ったことにより受けた損失、侵害者が侵害により得た利益、又は登録商標使用許諾費の確定が困難な場合は、人民法院が権利侵害行為の情状により 300 万元以下の損害賠償を命ずる。
---	---

中国では侵害行為に対する処罰が不十分で、現行法下の保護では抑止力に欠けることが問題となっています。

第三次改正中国商標法では、まず罰金の額を明確にしました。また、5 年以内に再犯が行われた場合の処罰を重くしました。さらに、

故意による侵害の損害賠償額の加重賠償（1 ～ 3 倍）、侵害の法定損害賠償金額の上限基準を 50 万元から 300 万元へ引き上げることも行われました。

15) 正当使用に関する規定

先使用に基づく使用を一定条件下認める

ポイント：

	第五十九条(新規) 一部は商標法実施条例より昇格 登録商標に含まれる商品の一般名称、図形、型番又は直接的に商品の品質、主原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表示するもの、又は地名を含むものについては、登録商標専用権者は他人による正当な使用を禁止する権限を有しない。 立体商標に含まれる商品自体の性質による形状、技術的効果の獲得に必要な商品の形状、或いは商品に実質的価値を持たせる形状については、登録商標専用権者は他人による正当な使用を禁止する権限を有しない。 商標権者は商標登録出願前に、他人が同一若しくは類似の商品について商標権者より先に登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、かつ一定の影響力を得た場合、商標権者はこの使用人が元の使用範囲で引き続きこの商標を使用することを禁ずることができないが、区別できる標識を付するよう求めることができる。
--	---

正当使用について、第三次改正中国商標法の第 59 条第 1 項は現行法の商標法実施条例から昇格した内容ですが、第 2 項、第 3 項は新設の規定です。

特に第 3 項で、先行使用権に関する規定を設け、商標の機能をさらに明確化させました。自己の商標が他人に取得され、他に救済方法が無い場合であっても、一定の条件を満たせば、

使用の継続ができるという現行法にはない規定です。

16) 不使用商標に基づく損害賠償請求

ポイント：

不使用登録商標に基づく権利行使→損害賠償が認められない可能性

	第六十四条(新規) 登録商標専用権者は賠償を請求するときに、訴えられた侵害者は登録商標権者が登録商標を使用していないと抗弁した場合、人民法院は登録商標権者にこれより前3年以内の当該登録商標の使用証拠を提供するよう求めることができる。登録商標権者はこれより前3年以内の当該登録商標の使用を証明できず、侵害行為によりその他の損失を受けたことも証明できない場合、侵害者は賠償責任を負わない。 登録商標専用権の侵害製品であることを知らずに販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者を説明できる場合には、損害賠償責任を負わない。
--	--

商標の使用を促進するための改正です。中国商標局の公表した情報によると、中国の商標登録件数は765.6万件（有効登録件数は640万件）という膨大な数に上ります（2012年末時点での情報になります）。詳細は「2012年中国商標戦略年度発展報告」。

<http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201305/P020130503523239027498.pdf>）。

商標資源は限られていることから、中国では商標の使用に対する要求が年々厳しくなる傾向にあります（不使用対策）。仮に商標が不使用であれば、たとえ権利侵害行為の存在が認定されたとしても、損害賠償が認められない可能性があります。

4. 終わりに

本稿では、商標法改正の背景と重要改正点を取り上げました。改正商標法实施条例、改正商標審査基準などの情報など、機会があれば

ばまた皆様にお届けしたいと考えております。